

<記載例>

この報告書では、【会社の事業年度の事業の状況】・【6月1日現在の状況】を報告していただきます。事業所ごとに3部作成し、6月1日から6月30日までに提出してください。

※実績がない場合も、第1面から第9面まですべて提出が必要です。

地様式第5号（第1面）

（日本産業規格A列4）

| | |
|---------|------------|
| 届出受理番号 | 地36-000000 |
| 届出受理年月日 | 令和〇年 月 日 |

特定地域づくり協同組合労働者派遣事業報告書

(年度報告)
(6月1日現在の状況報告)

報告日

令和8年 月 日

徳島
都道府県労働局長 殿

住所不要

※労使協定方式を採用している場合は、労使協定書（及び労使協定において就業規則等の他の規則を参照している場合は、該当箇所の写し）を2部添付してください。

〇〇市特定地域づくり事業協同組合
提出者 代表取締役 徳島 太郎 印表

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第18条第2項の規定において適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

| | | | |
|--------------------------|---|-------------|----------------------------------|
| (ふりがな) | 〇〇しとくていちいきづくりじぎょうきょうどうくみあい | | |
| 1 名称 | 〇〇市特定地域づくり事業協同組合 | | |
| 2 住所 (登記簿に合わせる) | 〒(770-0851) 徳島県徳島市徳島町城内6-0 事業主住所(許可書と同様標記) (088)000-1234 | | |
| (ふりがな) | とくしま たらう | 役名 | |
| 3 代表者の氏名 | 徳島 太郎 | 代表取締役 | |
| (ふりがな) | 〇〇しとくていちいきづくりじぎょうきょうどうくみあい | | |
| 4 事務所の名称 | 〇〇市特定地域づくり事業協同組合 | | |
| 5 事務所の住所 (ビル名階数等まで) | 〒(770-0851) 徳島県徳島市徳島町城内6-0 事業所住所(許可書と同様標記) (088)000-1234 | | |
| 6 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日 | 新規届出受理年月日or 決算月初 | ~ | 決算月末 元号年月日で記載(6月1日状況報告だけの場合は無記入) |
| 7 民営職業紹介事業との兼業 | 1 有 (2) 無 | 届出受理番号 | — |
| 8 請負事業の実施 | 1 有 (2) 無 | うち構内請負の実施 | 1 有 (2) 無 |
| 9 労働者派遣事業の売上高 | 39,936,000 | 10 請負事業の売上高 | 0 |
| 11 備考 | 担当者名: 徳島 太郎 連絡先: 088(000)-1234 売上高は消費税を含む額 決算後の金額 実績がない場合は: 「労働者派遣事業実績なし」と記載 | | |

※労働局記入欄

「派遣見込み」とは、派遣就業が見込まれていること。(例)半年契約の派遣の場合、2回目の更新で「1年以上派遣見込みがある」と判断。

I 年度報告

(1) 派遣労働者数等雇用実績 (実人数) (報告対象期間末日現在)

Table with 6 columns: 計, 通算雇用期間が1年以上の派遣労働者, うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者, 通算雇用期間が1年未満の派遣労働者, うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者. Total派遣労働者総計 is 20.

「通算雇用期間」とは、実際に派遣元事業主に雇用された期間のこと

派遣実績なければ「0」を記入

(2) 派遣先に関する事項

① 派遣先事業所数 (実数)

3

報告対象期間内に締結した個別契約書件数。3月末決算の場合は、R6.4.1~R7.3.31の間に締結した個別契約が対象となる。例)R7.4.1からの派遣を3月中に締結した場合は、今回の事業報告に含める。

派遣実績なければ「0」印

② 労働者派遣契約の期間別件数 (延べ件数)

Table with 12 columns for contract durations (1 day to 3 years+) and 1 column for non-contracting workers. Total件数 is 32.

(3) 教育訓練 (キャリアアップに資するものを除く) の実績

① 労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

雇入時・作業内容変更時・危険有害業務の場合には実施義務があります

Table for safety education with columns for content, method, provider, and implementation time. Includes items like 設備稼働教育, 保護具と安全装置, etc.

③ 主な派遣先事業主 (取引額上位5社)

Table with 2 columns: 氏名又は名称, 所在地. Lists 株式会社A, B, C with their locations.

(2)①と③の数字は同じにならないこともある

所在地は区市町村まで記載

(3) 教育訓練 (キャリアアップに資するものを除く) の実績①②欄 許可申請・許可更新時の労働者派遣事業計画書 (様式第2号) に基づき実績記入 (随時見直し可能)

② その他の教育訓練 (①及び(6)に係るものを除く)

Table for other training with columns for content, method, provider, cost, and time. Includes items like コンプライアンス研修, 情報セキュリティ研修.

※ (3) ①安全衛生や(6) ③キャリアアップ以外の教育訓練 計画していなければ記載不要

(4) 紹介予定派遣に関する事項

Table with 4 columns for introduction-based dispatch statistics: 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人), etc.

派遣労働者の賃金欄は、派遣労働者に支払われた**全ての賃金**(給与、交通費、賞与など労働の対価及び諸手当を含む)を**総労働時間で除したものに8時間**を乗じた金額を記入
***賃金にも総労働時間にも有給休暇分を含む**

(4) 派遣料金及び派遣労働者の賃金(1日(8時間あたり)の額)に関する事項

業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金

| 一人が複数の業務に対して派遣している場合は、 主たる業務 に入れて下さい。 | 派遣料金 (1日(8時間あたり)の額) | 派遣労働者の賃金 (1日(8時間あたり)の額) | |
|--|------------------------|----------------------------|-----------|
| | | 派遣労働者平均 | 協定対象派遣労働者 |
| 全業務平均 01~99の合計額/記載業務の合計数 | 17,411 | 10,139 | 10,139 |
| 01 管理的公務員 | | | |
| 02 法人・団体職員 | | | |
| 03 法人・団体役員 | | | |
| 04 その他の役員 | | | |
| 05 研究者 | | | |
| 06 農林水産業務従事者 | | | |
| 07 製造技術者 | | | |
| 08 製造技術者(その他) | | | |
| 09 建築・土木・測量技術者 | | | |
| 10 情報処理・通信技術者 | | | |
| 11 その他の技術者 | | | |
| 12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師 | | | |
| 13 保健師、助産師、看護師 | | | |
| 14 医療技術者 | | | |
| 15 その他の保健医療従事者 | | | |
| 16 社会福祉専門職業従事者 | | | |
| 17 法務従事者 | | | |
| 18 経営・金融・保険専門職業従事者 | | | |
| 19 教員 | | | |
| 20 宗教家 | | | |
| 21 著述家、記者、編集者 | | | |
| 22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者 | | | |
| 23 音楽家、舞台芸術家 | | | |
| 24 その他の専門的職業従事者 | | | |
| 25 一般事務従事者 | 12,000 | 8,580 | 8,580 |
| 26 会計事務従事者 | | | |
| 27 生産関連事務従事者 | | | |
| 28 営業・販売事務従事者 | | | |
| 29 外勤事務従事者 | | | |
| 30 運輸・郵便事務従事者 | | | |
| 31 事務用機器操作員 | | | |
| 32 販売従事者 | | | |

職種ごとの合計
記載職種の合計数 = 全業務平均 小数点以下四捨五入)

例：派遣料金(消費税を含む)
 $17,411 = (12,000 + 10,233 + 30,000) \div 3$
 (↑四捨五入した金額)

派遣労働者の賃金(消費税を含む)
 派遣労働者平均 $10,139 = (8,580 + 7,700 + 14,138) \div 3$
 協定対象派遣労働者 $10,139 = (8,580 + 7,700 + 14,138) \div 3$

・紹介予定派遣や産前産後休業の代替等
 ・へき地の医療機関への看護師等の派遣することが認められていることに注意

派遣先から得た
[派遣料金]の総額
 $\times 8$ 時間
 派遣労働者の総労働時間
 (小数点以下四捨五入)

第3面 最新の日本標準職業分類(総務省)に基づき記載

義務
 マージン率等の情報提供は義務付けられています
 毎事業年度終了後速やかに前年度分の実績を公表してください。
 *前年度の事業報告書にマージン率を加筆したものを公開することでも問題ありません。

(参考)
【マージン率】 = $\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$ (少数第2位四捨五入)

協定対象派遣労働者の賃金額を記入(対象者がいない場合は空欄)
R7.4.1以降で報告年度内に契約対象がいれば記入
 例)3月決算の場合:R7.4.1~R8.3.31までの額

| 厚生労働省編職業分類番号 | 派遣料金 (1日(8時間あたり)の額) | 派遣労働者の賃金 (1日(8時間あたり)の額) | |
|---|------------------------|----------------------------|-----------|
| | | 派遣労働者平均 | 協定対象派遣労働者 |
| 38 生活衛生サービス職業従事者 | | | |
| 39 飲食物調理従事者 | | | |
| 40 接客・給仕職業従事者 | | | |
| 41 居住施設・ビル等管理 | | | |
| 42 その他のサービス職業従事者 | | | |
| 43 ~45 自衛官・司法警察職員等 | | | |
| 46 農業従事者 | 10,233 | 7,700 | 7,700 |
| 47 林業従事者 | | | |
| 48 漁業従事者 | | | |
| 49 生産設備制御・監視従事者 | | | |
| 50 機械組立設備制御・監視従事者 | | | |
| 51 製品製造・加工処理従事者 | | | |
| 52 機械組立従事者 | | | |
| 53 機械整備・修理従事者 | | | |
| 54 製品検査従事者 | | | |
| 55 機械検査従事者 | | | |
| 56 生産関連・生産類似作業従事者 | | | |
| 57 鉄道運転従事者 | | | |
| 58 自動車運転従事者 | | | |
| 59 船舶・航空機運転従事者 | | | |
| 60 30 建設躯体工事従事者 | | | |
| 61 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く) | | | |
| 62 電気工事従事者 | | | |
| 63 土木作業従事者 | | | |
| 64 採掘従事者 | | | |
| 65 運搬従事者 | 30,000 | 14,138 | 14,138 |
| 66 清掃従事者 | | | |
| 67 72 「日本標準職業分類(総務省)」53~72までの分類番号は労使協定書で使用している「厚生労働省編職業分類」54・57~77までの分類番号と同様です。記載する際は、間違いがないように確認をお願いします。 | | | |
| 68 73 建設躯体工事従事者 | | | |
| 69 74 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く) | | | |
| 70 75 電気工事従事者 | | | |
| 71 76 土木作業従事者 | | | |
| 72 77 採掘従事者 | | | |
| 73 78 運搬従事者 | | | |
| 74 79 清掃従事者 | | | |
| 75 80 「日本標準職業分類(総務省)」73~77までの分類番号は労使協定書で使用している「厚生労働省編職業分類」78~82までの分類番号と同様です。記載する際は、間違いがないように確認をお願いします。 | | | |
| 76 81 建設躯体工事従事者 | | | |
| 77 82 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く) | | | |
| 78 83 電気工事従事者 | | | |
| 79 84 土木作業従事者 | | | |
| 80 85 採掘従事者 | | | |
| 81 86 運搬従事者 | | | |
| 82 87 清掃従事者 | | | |
| 83 88 「日本標準職業分類(総務省)」83~87までの分類番号は労使協定書で使用している「厚生労働省編職業分類」88~92までの分類番号と同様です。記載する際は、間違いがないように確認をお願いします。 | | | |
| 84 89 建設躯体工事従事者 | | | |
| 85 90 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く) | | | |
| 86 91 電気工事従事者 | | | |
| 87 92 土木作業従事者 | | | |
| 88 93 採掘従事者 | | | |
| 89 94 運搬従事者 | | | |
| 90 95 清掃従事者 | | | |
| 91 96 「日本標準職業分類(総務省)」93~97までの分類番号は労使協定書で使用している「厚生労働省編職業分類」98~102までの分類番号と同様です。記載する際は、間違いがないように確認をお願いします。 | | | |
| 92 97 建設躯体工事従事者 | | | |
| 93 98 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く) | | | |
| 94 99 電気工事従事者 | | | |
| 95 100 土木作業従事者 | | | |
| 96 101 採掘従事者 | | | |
| 97 102 運搬従事者 | | | |
| 98 103 清掃従事者 | | | |
| 99 104 「日本標準職業分類(総務省)」103~107までの分類番号は労使協定書で使用している「厚生労働省編職業分類」108~112までの分類番号と同様です。記載する際は、間違いがないように確認をお願いします。 | | | |

補足資料
 「基本的な算出の考え方について」参照

派遣労働者の[賃金]の総額
 $\times 8$ 時間
 派遣労働者の総労働時間
 (小数点以下四捨五入)

一部派遣禁止業務が含まれていることに注意

法協第三対十象労働4者に欄に基づく労使協定書(写)等を2部添付

(5) マージン率等の情報提供の状況

| 提供方法 | 該当する各欄に「○」を記載 |
|------------------|--------------------------------------|
| インターネット | <input type="radio"/> 自社HPでの情報提供の場合 |
| 書類の備付け | |
| その他(人材サービス総合サイト) | <input type="radio"/> 人材サービス総合サイトの場合 |

地様式第5号 (第4面)

希望する全ての派遣労働者に教育訓練の内容・実施形態等について説明できる者であること

許可申請・許可更新時のキャリア形成支援制度に関する計画書(様式第3号-2)に基づき実績記入(随時見直し可能)

(6) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

| | 計 | うち社内の者 最低1名は社内 | うち社外の者 | うち派遣元責任者 との兼任状況 | キャリアコンサルティング に関する職務経験・知見の有無 | |
|-------------|---|---------------------|--------|--------------------|--------------------------------|------|
| | | | | | 職務経験あり | 知見あり |
| 計 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| キャリアコンサルタント | 0 | 有資格者(国家資格) 社外の者でもよい | | — | — | — |
| 上記以外の担当者 | 1 | 1 | 0 | — | 1 | 0 |
| 営業職 | 1 | 派遣先と連絡調整を行う営業担当 | | — | 1 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 |

・キャリアコンサルティングの経験者
・職業能力開発推進者の就任経験者
・3年以上の人事担当の職務経験

キャリアコンサルティング
等の職務経験は無いがその
知識を有する者

② キャリアコンサルティングの実績

報告対象期間中の派遣労働者の人数[全派遣労働者数≧実施を希望した者の人数≧実施した者の人数]

| 全派遣労働者数 | 実施を希望した者の人数 | 実施した者の人数 |
|---------|-------------|----------|
| 5 | 5 | 5 |

実施を希望する派遣労働者には全て実施。実施方法に定めはない

> 全派遣労働者数の内数 > 実施を希望した者の
人数の内数

③ キャリアアップに資する教育訓練

| 訓練の内容等 | 対象となる派遣労働者 (上段) 種別 (1 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 入社 ○年目・5 長期的なキャリア形成を念頭に 置いた内容の教育訓練の対象となる派遣労働者 ・6 その他) | | | | (上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数 回実施の場合は、その合計)) | | | | 訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なもの以外) | 訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他 | 訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし) 2 無償 (実費負担あり) 3 有償 | 賃金支給の 別 1 有給 (無給部分なし) 2 有給 (無給部分あり) 3 無給 |
|--|--|-----|-----|-------|---|-----|-----|-------|---|--|---|--|
| | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目以降 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目以降 | | | | |
| イ 入職時等基礎的訓練 計画時間 (イ) 工場ルール、製品・品質 知識 5H | 1 | 1 | | | 5 | 10 | | | 2 | 1 | 1 | 1 |
| (ロ) 使用機器操作・治工具取 扱要領 3H | 1 | | | | 3 | | | | 2 | 2 | 1 | 1 |
| ロ 職能別訓練 | 許可申請・許可更新時のキャリア形成支援制度に関する計画書(地様式第2号-2)に基づき実績記入(随時 見直し可能)実績が無い場合又は派遣労働者自身がすでに技能・知識を持っているため事項の必要がない (訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確である)場合は、受講済みとして扱い、「対象とな る派遣労働者数」に算入しなくてもよいこと | | | | | | | | | | | |
| (イ) マシントラブル シューティング 4H | | | | | | | | | | | | 1 |
| (ロ) パソコン能力研修 4H | 3 | | | | | | | | | | | 1 |
| ハ 職種転換訓練 | 「キャリアアップに資する教育訓練」=キャリア形成を念頭に置いた段階的かつ体系的な教育訓練 ・全ての派遣労働者を対象。(能力を十分に有している等対象者数に算入しなくてもよい場合あり) ・有給かつ無償 (教育訓練を受講するためにかかる交通費が、派遣先との間の交通費より高い場合は、差額を派遣元事業主が負担する) ・キャリアアップに資する内容であること (OJTについては計画的なOJTであること) ・入職時の教育訓練が含まれていること (最初の3年間は毎年1回以上、フルタイムで1年以上の雇用見込がある派遣労働者は概ね8時間以上の教育訓練の機会の提供が必要) ・無期雇用派遣労働者には長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容であること | | | | | | | | | | | |
| (イ) 職種に応じた資格取 得支援 4H | | 4 | 5 | 5 | | 12 | 4 | 8 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| (ロ) 顧客ニーズと目標管 理 4H | | 3 | 1 | 2 | | 3 | 1 | 2 | 備考 | | | |
| ニ 階層別訓練 | 「キャリアアップに資する教育訓練」=キャリア形成を念頭に置いた段階的かつ体系的な教育訓練 ・全ての派遣労働者を対象。(能力を十分に有している等対象者数に算入しなくてもよい場合あり) ・有給かつ無償 (教育訓練を受講するためにかかる交通費が、派遣先との間の交通費より高い場合は、差額を派遣元事業主が負担する) ・キャリアアップに資する内容であること (OJTについては計画的なOJTであること) ・入職時の教育訓練が含まれていること (最初の3年間は毎年1回以上、フルタイムで1年以上の雇用見込がある派遣労働者は概ね8時間以上の教育訓練の機会の提供が必要) ・無期雇用派遣労働者には長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容であること | | | | | | | | | | | |
| (イ) マネジメント研修 4H | | | | | | | | | | | | |
| ホ その他の教育訓練 | 「キャリアアップに資する教育訓練」=キャリア形成を念頭に置いた段階的かつ体系的な教育訓練 ・全ての派遣労働者を対象。(能力を十分に有している等対象者数に算入しなくてもよい場合あり) ・有給かつ無償 (教育訓練を受講するためにかかる交通費が、派遣先との間の交通費より高い場合は、差額を派遣元事業主が負担する) ・キャリアアップに資する内容であること (OJTについては計画的なOJTであること) ・入職時の教育訓練が含まれていること (最初の3年間は毎年1回以上、フルタイムで1年以上の雇用見込がある派遣労働者は概ね8時間以上の教育訓練の機会の提供が必要) ・無期雇用派遣労働者には長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容であること | | | | | | | | | | | |
| (イ) 各種資格取得 2H | | 2 | | | | 6 | | | 2 | 1 | 1 | 1 |
| (ロ) 各種資格取得 2H | | 3 | | | | 3 | | | 備考 | | | |
| 各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の 「実施時間の総計」の合計(a) | | | | | 12 | 32 | 12 | 24 | 1~3年目のaの合計(c) | | | 56 |
| 各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受 講者の実人数(b) | | | | | 1 | 4 | 1 | 6 | 1~3年目のbの合計(d) | | | 6 |
| この欄で作成した教育訓練のこと(ただし、有給かつ無償でない場合は対象外) | | | | | | | | | | | | |
| 厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当 たりの平均実施時間(a÷b) | | | | | 12 | 8 | 12 | 4 | 1~3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練 について1人当たりの平均実施時間(c÷d) | | | 9 |
| 「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額(1人1時間当たり平均) | 徳島県最低賃金(令和8年1月1日) 1,046円 | | | | | | | | | | | |

雇入年数(派遣年数ではない)

派遣労働者の賃金(1日(8時間
あたり)の額)の1時間あたりの
金額と矛盾はないか

小数点以下切捨

「厚生労働大臣が定める基準」とは

地様式第5号(第5面)(第6面)

II 6月1日現在の状況報告

実際に6月1日に派遣した労働者の実人数を記入
 * 当日派遣していない者(有給休暇を含む)は除く
 * 対象者がいる場合は、「協定対象派遣労働者」の実人数も記入

1 派遣労働者の実人数

① 派遣労働者の実人数

計算例
 協定対象の無期雇用派遣労働者
 <①の合計>15+5=<②の合計>10+5+5=20

| 派遣労働者計 | うち、通算雇用期間が1年以上の派遣労働者 | | うち、通算雇用期間が1年未満の派遣労働者 | |
|--------|----------------------|-----------|----------------------|-----------|
| | 協定対象派遣労働者 | 協定対象派遣労働者 | 協定対象派遣労働者 | 協定対象派遣労働者 |
| 20 | 15 | 15 | 5 | 5 |

② 業務別派遣労働者の実人数(①の内数)

第3面 最新の日本標準職業分類(総務省)に基づき記載
 労使協定書で厚生労働省編職業分類を使用している場合は
 改定していることに注意。

| | 計 | 協定対象派遣労働者 | | 計 | 協定対象派遣労働者 |
|------------------------|----|-----------|---------------------|---|-----------|
| 01 管理的公務員 | | | 46 農業従事者 | 5 | 5 |
| 02 法人・団体役員 | | | 47 林業従事者 | | |
| 03 法人・団体管理職員 | | | 48 漁業従事者 | | |
| 04 その他の管理的職業従事者 | | | 49・50 生産設備制御・監視従事者 | | |
| 05 研究者 | | | 51 機械組立設備制御・監視従事者 | | |
| 06 農林水産技術者 | | | 52・53 製品製造・加工処理従事者 | | |
| 07・08 製造技術者 | | | 54 機械組立従事者 | | |
| 09 建築・土木・測量技術者 | | | 55 機械整備・修理従事者 | | |
| 10 情報処理・通信技術者 | | | 56・57 製品検査従事者 | | |
| 11 その他の技術者 | | | 58 機械検査従事者 | | |
| 12 医師、歯科医師、獣医師、 | | | 59 生産関連・生産類似作業従事者 | | |
| 13 保健師、助産師、看護師 | | | 60 鉄道運転従事者 | | |
| 14 医療技術者 | | | 61 自動車運転従事者 | | |
| 15 その他の保健医療従事者 | | | 62 船舶・航空機運転従事者 | | |
| 16 社会福祉専門職業従事者 | | | 63 その他の輸送従事者 | | |
| 17 法務従事者 | | | 64 定置・建設機械運転従事者 | | |
| 18 経営・金融・保険専門職業従事者 | | | 65 建設躯体工事従事者 | | |
| 19 教員 | | | 66 建設従事者(建設躯体工事従事者) | | |
| 20 宗教家 | | | 67 電気工事従事者 | | |
| 21 著述家、記者、編集者 | | | 68 土木作業従事者 | — | — |
| 22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者 | | | 69 採掘従事者 | | |
| 25 一般事務従事者 | 10 | 10 | 70 運搬従事者 | 5 | 5 |
| 26 会計事務従事者 | | | 71 清掃従事者 | | |
| (略) | | | 72 包装従事者 | | |
| 43～45 自衛官・司法警察職員等 | — | — | 99 分類不能の職業 | | |

一人で複数の業務に対して派遣している場合は、**主たる業務**に入れて下さい。

主な特定製造業務

・紹介予定派遣や産前産後休業の代替等
 ・へき地の医療機関への看護師等の派遣することが認められていることに注意

一部派遣禁止業務が含まれていることに注意

「99分類不能の職業」の場合、派遣業務内容を余白に記入

③ 特定製造業務従事者の実人数(①の内数)

「特定製造業務」=物の製造業務
 (物の融解、鋳造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等物を製造する工程における作業に係る業務)

| 特定製造業務従事者 計 | 協定対象派遣労働者 |
|-------------|-----------|
| 0 | 0 |

6月1日の派遣労働者(第5面①の人数)についての加入状況

2 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

| | |
|--------|----|
| 雇用保険 | 20 |
| 健康保険 | 20 |
| 厚生年金保険 | 20 |

※未加入者がいる場合
 1.未加入人数 2.未加入理由 を空白部分に明記してください。
 又は
 地様式第2号-3
 雇用保険等の被保険者資格取得の状況報告書を利用し添付してください